

武蔵野市特別職報酬等審議会

答 申 書

平成31年1月

平成 30 年度武蔵野市特別職報酬等審議会答申

1 はじめに

本審議会は平成 30 年 10 月 25 日、武蔵野市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長等の給料の額並びに市長、副市長等の退職手当の額について諮問を受けた。本審議会は、都内の他市区や類似団体における報酬等の状況や最近の社会経済情勢などに関連する諸情勢について、広範な角度から審議した。

2 審議会における論点

社会経済情勢は、景気は緩やかに回復し、雇用環境は改善しているものの、所得の二極化などが課題となっている。また、米中貿易摩擦など先行きの不透明感が広がっている。

本市の財政状況は、市税収入が堅調に推移してきたが、ふるさと納税や税制改正の影響が今後あることが予測され、社会保障や、老朽化が進む公共施設の更新などの財政支出の増加により今後も予断を許す状況にはない。

市長及び副市長等の給料額は、平成 23 年 4 月に過去 10 年間の常勤一般職の減額改定率を反映させ、市長は 4 万円、副市長は 3 万 5 千円、教育長、監査委員は 3 万円の減額改定が行われた。平成 27 年 4 月に教育長の職責の変更に応じ、教育長の給料額が 3 万円増額改定されたが、それ以外は現在に至るまで、社会経済情勢などを考慮したうえで据え置きとなっている。

今回は、平成 23 年度の改定時から現在に至るまでの 8 年間の常勤一般職の改定率及び、平成 28～30 年度の消費者物価指数などに見られる社会経済情勢から鑑みて、反映させるべき要素があるかどうかを議論した。

常勤一般職の給料額については、前回の審議会以降の東京都人事委員会勧告が、平成 28、29 年度ともにプラス 0.02%、本年度も 0.03%と微増であったことから、3 年続けて改定がなかった。特別職の給料額が平成 23 年度以降据え置きとなっていた 8 年間で見ると微減である。特別職の役割や責任に大きな変化はなく、他市との比較においても一定水準にあることから、積極的に改定する理由が見当たらず、概ね妥当な水準ではないかとの意見があった。

市長、副市長等の退職手当の額は、平成30年4月に常勤一般職の退職手当の減額改定があったものの、特別職と一般職との職責の違いや、他市との比較を勘案し、減額の必要はないとの意見があった。

議員報酬については、平成8年度以降改定が行われていないが、この間の常勤一般職の給料の累積改定率はマイナスである。

議員報酬について議員ヒアリングを実施した中では、議員から現在の社会経済情勢、市民感情の観点から報酬の額は現状維持でよい旨の意見が多数ある一方で、下げてもよいなど増額には消極的な意見も聞かれた。

なお、審議会において、市議会議員の役割に照らしての業績や実績評価を期末手当に反映できないかとの意見があったが、議員の役割や責務等が明確化されていない中で、議員活動を客観的に評価することは難しいとの意見もあった。

3 結 論

今回の本審議会では、市議会議員、市長、副市長等の特別職の職務職責並びに議員ヒアリングを通して認識した議員の活動などを総合的に勘案し、以下のとおりとすべきとの結論に達した。

市長、副市長等の給料額については、平成23年度の減額改定後の常勤一般職の改定状況及び現在の社会経済情勢を考慮し、今回は据え置くことが妥当であると判断した。

市長、副市長等の退職手当額については、他市との比較においても均衡を逸していないことから据え置くことが妥当であると判断した。

なお、市長の退職手当減額措置については、市長の政治信念に基づくものであり、本審議会はそれについて判断する立場にない。

議員報酬については、社会経済情勢や職務及び活動内容などを総合的に考慮し据え置くことが妥当であると判断した。

4 付記事項

- 議員の政務活動費について、議員ヒアリングを受けて、議会の権能を高めるためにも検討の議論が必要な時期に来ているのではないかという意見があった。
- 議員活動に関する実績評価については複数の異なる意見があったが、現在、議会で議会基本条例について議論がなされているところであり、その中で議員の役割や責務を明確にし、迅速に進め、市民の信頼と負託に応えるべく、

市民福祉の向上や魅力あるまちづくりの実現に向けて、不断の努力を積み重ねられることを切望する。

- 本審議会は、社会経済情勢や状況の変化に応じ報酬等のあり方を審議するため、引き続き原則2年に1度を目途に定期的に開催すべきであることを付言する。

本審議会の審議に参加した委員は、次のとおりである。

| | | |
|------|---------|-----------------------------|
| 会 長 | 稲 垣 英 夫 | (武蔵野商工会議所会頭) |
| 会長代理 | 大 島 正 克 | (亜細亜大学学長) |
| 委 員 | 近 藤 和 恵 | (武蔵野市人権擁護委員) |
| 委 員 | 佐々木 大 輔 | (武蔵野青年会議所理事長) |
| 委 員 | 田 原 順 雄 | (武蔵野市医師会会長) |
| 委 員 | 能 勢 方 子 | (武蔵野市コミュニティ研究連絡会副会長) |
| 委 員 | 萩 野 紘 一 | (税理士) |
| 委 員 | 長谷川 望 | (日本労働組合総連合会多摩東部第一地区協議会議長代行) |
| 委 員 | 花 俣 延 博 | (武蔵野市商店会連合会会長) |
| 委 員 | 山 下 倫 一 | (元武蔵野市議会議長) |

審議会は次のとおり開催された。

- 第1回 平成30年10月25日
第2回 平成30年11月16日
第3回 平成30年12月13日